

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2024年11月6日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：キューバ国再生可能エネルギー導入促進業務
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業務名称：キューバ国再生可能エネルギー導入促進業務

調達管理番号：24a00657

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年11月6日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：キューバ国再生可能エネルギー導入促進業務
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

- (4) 契約履行期間（予定）：2025年1月 ～ 2027年1月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

- (5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の19%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の19%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の2%を限度とする。

(6) 部分払いの設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2025年度(2026年2月頃)

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

社会基盤部 資源・エネルギーグループ第2チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	資料ダウンロード期限	2024年 11月 12日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2024年 11月 13日 12時
3	質問への回答	2024年 11月 18日
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2024年 11月 22日 12時
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2024年 12月 3日
7	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先: https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2024年10月追記版)」を参照してください。

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成要領に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/m1r77CPAGi>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていただきます。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザル等はパスワードを付けずに格納ください。
本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書 (または別見積書)」としてください。
- ③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。
- ④ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください (ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします)。
- ⑤ 別提案書 (第3章4. (2) に示す上限額を超える提案) がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合）

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4. (2) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2. (3) 日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。キューバのエネルギー事情に関する情報が限定されていることの制約内でのご提案で問題ございません。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	本邦招へいのプログラム案及び実施体制	第4条2.（1）⑥成果6に関わる活動
2	日本の経験を踏まえた、事故や自然災害時における電力システムの維持・復旧に関する知識の移転	第4条2.（1）②成果2に関わる活動

3	日本及び他国のグリッドコード（特に再生可能エネルギーに関するもの）のコンセプトの紹介	第4条2.（1）③成果3に関する活動
---	--	--------------------

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。ただし、第3条2.（2）キューバ政府の体制・業務の進め方にご留意ください。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2.業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3.競争参加資格」参照）。
- 本業務では原則現地再委託を想定していませんが、現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が著しく向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目

標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

(1) 情報の取り扱い

キューバのエネルギーに関する情報は政府及び政府機関等に非常に厳格に管理されており、本業務において収集した情報についても細心の注意を払って管理することが求められている。カウンターパートとの遠隔での協議も可能ではあるものの、情報収集は現地に渡航のうえ対面で実施する局面が多くなることを想定しておく。また、受注者は業務開始にあたりカウンターパートとの間で秘密保持協定の締結を求められる可能性がある。上記に留意しつつであっても、キューバ側の事情により関連するデータの一部が開示されない可能性もあり、成果達成に支障が生じる場合には随時発注者と相談のうえ、次善策について検討する（情報開示の程度により成果の質に影響が出る点についてはカウンターパートも理解している）。

(2) キューバ政府の体制・業務の進め方

キューバにおいては、特定の活動について政府指定の組織が独占的に扱う等の規制がある場合がある。このため現地再委託の可否についても個別の確認が必要であることから、その扱いについては第2章3. その他の留意点に記載の通りとする。また現地傭人の雇用についても、政府指定の人材派遣機関を通じての契約が求められる可能性があり、契約交渉時及び案件開始後に発注者と相談のうえ進める。なお日本語⇄スペイン語通訳（周辺国から渡航のうえ通訳に従事）及び現地コーディネーター（専門性をもとに業務に従事するというよりも現地業務をロジスティクス等の観点で支援する人材）はこれまでの技術協力プロジェクトで備上した実績があり、この点も踏まえて体制を検討する。

(3) 現地渡航に係る手続き

キューバへの渡航にあたっては公用査証を取得する必要がある。査証取得に時間を要することから、渡航の2か月前までには現地調査の日程につき発注者に共有する。キューバ渡航歴のある旅行者は、米国入国にあたりESTAが使えず査証取得が必要となる等の制約及び関連するリスクも踏まえ、キューバまでの渡航経路について設計する。なお旅券は一般旅券での渡航を想定する。

(4) 将来的な事業展開に係る視点

本業務の履行期間終了後も見据えた中長期的な視点のもと、新規プロジェクトの形成に向けたアイデアを検討しつつ業務を進める。かかる検討については、米国の対キューバ制裁等の状況も踏まえつつ、発注者と意見交換をしながら進めることとする。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) プロジェクトの活動に関する業務

- ① 成果1（太陽光発電と蓄電池が高い普及率で導入され、有事の際に独立して機能する系統につき、安全性と信頼性を伴った状態で運用するために必要な要素が提示される。）に関わる活動

活動 1-1：キューバにおいて計画されている、不測の事態の発生時に特定の地域を国の電力系統から分離して動作させるマイクログリッドシステム（日本のマイクログリッドよりも大規模なものが想定されている）の概念を確認する。

活動 1-2：太陽光発電と蓄電池が高い普及率で導入され、有事の際に独立して機能する系統につき、安全性と信頼性を伴った状態で運用するために必要な要素について助言する。キューバ側のコンセプトとの関係で有効と考えられる場合には、日本におけるマイクログリッドの事例紹介を盛り込むことを検討する。

- ② 成果2（電力安定供給を実現するため、自然災害を含む系統事故に対する強靱な系統管理の概念が設計される。）に関わる活動

活動 2-1：キューバにおける系統管理の現況を確認する。

活動 2-2：事故発生時のネットワークの系統分離の概念を提示する。

活動 2-3：日本の経験を踏まえ、事故や自然災害が発生した場合の電力系統安定化のための、維持・復旧に関する知識を移転する。²

③ 成果 3（太陽光発電と蓄電池を含む再生可能エネルギーの系統接続のためのグリッドコードの概念が設計される。）に関わる活動

活動 3-1：主に火力発電向けである現在のグリッドコードを確認する。

活動 3-2：日本及び他国のグリッドコードのコンセプトについて紹介する。³

活動 3-3：関連部門と協議し、再生可能エネルギーのグリッドコードの必要要素を特定する。

活動 3-4：将来策定するグリッドコードのアウトラインを提示する。

④ 成果 4（電力需給調整と系統運用に関するキューバ電力公社（UNE）の理解が深まる。）に関わる活動

活動 4-1：太陽光発電と蓄電池などの導入された条件を想定した場合の電力需給調整や自動化された系統運用に関する知識を移転する。

活動 4-2：既存の施設も活用しつつ、電力需給調整や電力系統運用に関する研修／OJT を実施する。

⑤ 成果 5（マスタープランで分析・確認した再生可能エネルギー開発計画をモニタリングしつつ、開発の現状を踏まえた具体的な活動が提案・助言される。）に関わる活動

活動 5-1：マスタープランで開発計画を確認・分析した再生可能エネルギー事業について現状を確認する。

活動 5-2：最新の外部要因を踏まえた再生可能エネルギー事業の将来計画に

² 事故や自然災害が発生した場合の電力系統安定化のための、維持・復旧に関する知識をキューバ側（ハリケーン等に見舞われる島嶼国）に移転するにあたり、日本のどのような知見が紹介可能か実施方針を提案すること。キューバの課題についてはデータ開示の制約のためプロジェクトを進めてから受注者にとって明らかになる点も多くなることから、キューバの課題に対してどのようなアプローチで紹介すべきかの観点よりも、当該テーマにおいて日本のどのような知見を紹介するのが一般的に有効と思われるかの観点を発注者側で確認する。実際の業務の方法はプロジェクトが開始してから適宜見直しつつ進める。

³ 再生可能エネルギーを対象としたグリッドコードが十分に整備されていないキューバに対して、日本及び他国におけるグリッドコードをどのように紹介可能か実施方針を提案すること。上記と同様に、日本及び他国における再生可能エネルギーを対象としたグリッドコードの特徴をどのように伝達するかを観点を発注者側で確認する。実際の業務の方法はプロジェクトが開始してから適宜見直しつつ進める。

ついて助言する。

活動 5-3：揚水発電や蓄電池などの系統制御設備について、電力需給調整の必要性の高まりを踏まえて将来計画の概念を設計する。

- ⑥ 成果 6（成果 1～5 に関して本邦招へいを通じて UNE 等関係者の能力が向上する。）に関わる活動

活動 6-1：成果 1～5 に関する内容を含む本邦招へいにつき、UNE 等関係者向けに計画・実施する。⁴

（2）本邦研修・招へい

- 本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

- 想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	成果 6 に関わる活動に記載の通り。
実施回数	合計 1 回
対象者	キューバ電力公社（UNE）をはじめとするキューバ政府・政府機関
参加者数	7~10 名程度
研修日数	10~15 日程度（土日（自由時間）を含む、キューバ⇄日本の移動日を含まない）

（3）その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象

⁴ 本邦招へいのプログラム案及び実施体制につき、プロポーザルにて具体的な提案を含めること。この段階ではキューバの課題を考えるうえで適切なプログラム案の提案を求めるといよりは、キューバの課題についてはデータ開示の制約のためプロジェクトを進めてから受注者にとって明らかになる点も多くなることから、関連するテーマにおける一般的な本邦招へいプログラムとしてどのようなものが提案出来るかを発注者側で確認する。実際の本邦招へい実施にあたっては発注者及びカウンターパートと詳細を協議の上で実施することとする。

国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - データ格納媒体：CD-R（CD-Rに格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - 位置情報の含まれるデータ形式：KMLもしくはGeoJSON形式。ラスターデータに関してはGeoTIFF形式。（Google Earth Engineを用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

- 本業務では当該項目は適用しない。

③ インパクト評価の実施

- 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/Pのキャパシティアセスメント

- 本業務では当該項目は適用しない。

⑤ エンドライン調査

- 本業務では当該項目は適用しない。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

- 本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

- 本業務では当該項目は適用しない。

第5条 報告書等

1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又はPDF データも併せて提出する。

- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
ワーク・プラン	初回渡航 10 営業日前	日本語 スペイン語	電子データ	
業務進捗報告書	半年毎	日本語 スペイン語	電子データ	
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語	製本	各 5 部
		スペイン語	CD-R	各 3 部

- 業務完了報告書は、履行期限 3 ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第 6 条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
- ⑤ 業務フローチャート
- ⑥ 詳細活動計画（WBS : Work Breakdown Structure 等の活用）
- ⑦ 要員計画
- ⑧ 先方実施機関便宜供与事項

⑨ その他必要事項

(3) 業務完了報告書（及び業務進捗報告書）

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト成果の達成度
- ⑤ 上位目標（再生可能エネルギーの導入促進）の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料

- (ア)業務フローチャート
- (イ)WBS 等業務の進捗が確認できる資料
- (ウ)人員計画（最終版）
- (エ)本邦招へい報告書（本邦招へい実施概要、講義・視察で用いた資料等を含む）
- (オ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (カ)合同調整委員会議事録等
- (キ)その他活動実績

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

(1) 成果1に対応する資料：

キューバにおいて計画されているマイクログリッドシステムに必要な要素をまとめた資料

(2) 成果2に対応する資料：

系統分離の概念をまとめた資料及び電力系統安定化のための、維持・復旧に関する知見をまとめた資料

(3) 成果3に対応する資料

日本及び他国のグリッドコードのコンセプト、キューバにおける再生可能エネルギー導入にあたってのグリッドコードに必要な要素、将来策定が求められるグリッドコードのアウトラインをまとめた資料

(4) 成果4に対応する資料

電力需給調整や系統運用に関する知識移転及び電力需給調整や電力系統運用に関する研修/OJTに用いた資料

(5) 成果5に対応する資料

マスタープランの対象とした再生可能エネルギー事業の現状、将来計画についての助言、系統制御設備に関する将来計画の考え方の設計をまとめた資料

(6) 成果6に対応する資料

業務完了報告書の添付資料となる本邦招へい報告書

上記に限らず、プロジェクト内で作成した主要な資料については業務完了報告書に添付する。

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS等の活用）
- (4) 活動に関する写真

第6条 再委託

本業務では、原則再委託を想定していない⁵。

第7条 機材調達

本業務では、機材調達を想定していない。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名（国名）

国名： キューバ共和国（キューバ）

案件名： （和名）再生可能エネルギー導入促進（個別専門家）

（英名）Promotion of Renewable Energy Introduction

（西名）Promoción de la Introducción de Energía Renovable

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国におけるエネルギーセクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

キューバでは慢性的な電力不足が続いており、2024年9月では3,150MWのピーク需要に対して2,005MWの供給容量しか備わっていないなど（現地報道内のキューバ電力公社（UNE）説明）、電力供給が電力需要に追いついていない状況にある。キューバの電源構成は2022年の発電量ベースで石油83.5%、天然ガス12.5%、バイオマス1.8%、太陽光1.3%、水力0.8%、風力0.3%となっており（International Energy Agency）、近年の電力不足の主な要因は、設備容量でも大部分を占める石油火力発電の不調にある。特に大部分を輸入に依存している石油の調達に外貨不足等のため十分に行えていないこと、石油火力発電所の多くが1970年代から1980年代に建設されたもので老朽化のため発電効率が悪いこと等が近年の電力不足を招いている。

キューバ政府は上記事情を受けた電力供給の安定化に向けて、また気候変動対応に向けて再生可能エネルギーの更なる導入に前向きであり、2014年には2030年時点で24%の発電量を再生可能エネルギーでまかなう政策目標を掲げたほか、JICAの支援を受けて2023年には再生可能エネルギー開発マスタープランを策定した。

現在キューバでは同マスタープランの実現に向けたフォローアップが求められているのに加え、再生可能エネルギーを導入するにあたって負荷が生じる電力システムの運用についての技術支援ニーズがある。特にキューバはハリケーン等の災害による電力設備の損壊に端を発する停電も頻発している状況にあり、災害に対して強靱な電力インフラを構築する観点でも、電力システム管理の在り方の見直しが求められている状況にあるといえる。

かかる状況下、UNEは電力システムの運用改善を含む再生可能エネルギーの導入促進に向けた個別専門家の派遣を要請した。

（2）キューバの電力セクターに対する我が国及びJICAの協力量針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国の対キューバ共和国 国別開発協力量針（2023年10月）では、「経済改革に対する側面支援」を大目標として掲げており、中目標の「新しい経済主体に対

する協力」及び「人への投資」においては、「社会開発に必要なインフラ支援を行うことにより、キューバの持続的な社会開発を支援する。」こと及び「エネルギー（中略）等の分野において、（中略）知見・経験の共有等による人への投資を行う。」ことがそれぞれ明記されている。本事業は社会開発に必要なインフラとしての再生可能エネルギーの導入促進に向けて UNE 職員等向けに技術協力を進めるものであり、同方針に基づき実施されるものである。

キューバ向けの上記方針に加え、課題別事業戦略（JICA グローバル・アジェンダ）「資源・エネルギー」の「エネルギー・トランジション」クラスターにおいても、エネルギー・トランジションに向けた再生可能エネルギーの導入及びそれを実現するための需給運用・系統運用に関して支援していく方針を掲げており、本事業は再生可能エネルギーの導入を促進すべくマスタープランのフォローアップ並びに需給運用・系統運用に関する技術協力を進めるものであることから、かかる方針を含むクラスターに該当するものである。SDGs においては、本事業はゴール 7「エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」およびゴール 13「気候変動に具体的な対策を」に貢献する。

（3）他の援助機関の対応

EU は農村部の住宅向けに分散型太陽光発電システムを供与したほか、当該システムの持続的な運用に向けた通信設備の設置、技術人材の研修を支援済み。加えてフランス AFD が風力発電所設備を供与したほか、スペイン AECID は農村部の住宅向け分散型太陽光発電システムの納入を支援済み。その他 OPEC は東部 2 か所において計 8MW の太陽光発電所の建設を支援済み。

中国は 5,000 組の家庭向け分散型太陽光発電システムを供与したほか、62MW のバイオマス発電所新設にあたり技術支援を実施。

3. 事業概要

（1）プロジェクトサイト／対象地域名

ハバナのほか、再生可能エネルギー発電サイト（候補地を含む）等を想定。

（2）事業実施期間

2025 年 1 月～2026 年 12 月（計 24 カ月）

（3）事業実施体制

キューバ電力公社（UNE）を実施機関とし、UNE の所管省庁であるエネルギー・鉱山省（MINEM）とも連携のうえ活動を進めることとする。

4. 事業の枠組み

（1）成果

1. 太陽光発電と蓄電池が高い普及率で導入され、有事の際に独立して機能する系統につき、安全性と信頼性を伴った状態で運用するために必要な要素が提

示される。

2. 電力安定供給を実現するため、自然災害を含む系統事故に対する強靱な系統管理の概念が設計される。
3. 太陽光発電と蓄電池を含む再生可能エネルギーの系統接続のためのグリッドコードの概念が設計される。
4. 電力需給調整と系統運用に関する UNE の理解が深まる。
5. マスタープランで分析・確認した再生可能エネルギー開発計画の検討・モニタリング、開発の現状を踏まえた具体的な活動が提案・助言される。
6. 成果 1～5 に関して本邦招へいを通じて UNE 等関係者の能力が向上する。

(2) 主な活動

1. 太陽光発電と蓄電池が高い普及率で導入され、有事の際に独立して機能する系統につき、安全性と信頼性を伴った状態で運用するために必要な要素が提示される。
 - 1-1. キューバにおいて計画されている、不測の事態の発生時に特定の地域を国の電力系統から分離して動作させるマイクロシステムの概念を確認する。
 - 1-2. 太陽光発電と蓄電池が高い普及率で導入され、有事の際に独立して機能する系統につき、安全性と信頼性を伴った状態で運用するために必要な要素について助言する。
2. 電力安定供給を実現するため、自然災害を含む系統事故に対する強靱な系統管理の概念が設計される。
 - 2-1. キューバにおける系統管理の現況を確認する。
 - 2-2. 事故発生時のネットワークの系統分離の概念を提示する。
 - 2-3. 日本の経験を踏まえ、事故や自然災害が発生した場合の電力系統安定化のための、維持・復旧に関する知識を移転する。
3. 太陽光発電と蓄電池を含む再生可能エネルギーの系統接続のためのグリッドコードの概念が設計される。
 - 3-1. 主に火力発電向けである現在のグリッドコードを確認する。
 - 3-2. 日本及び他国のグリッドコードのコンセプトについて紹介する。
 - 3-3. 関連部門と協議し、再生可能エネルギーのグリッドコードの必要要素を特定する。
 - 3-4. 将来策定するグリッドコードのアウトラインを準備する。
4. 電力需給調整と系統運用に関する UNE の理解が深まる。
 - 4-1. 太陽光発電と蓄電池などの導入された条件を想定した場合の電力需給調整や自動化された系統運用に関する知識を移転する。
 - 4-2. 既存の施設を活用しつつ、電力需給調整や電力系統運用に関する研修／OJT を実施する。

5. マスタープランで分析・確認した再生可能エネルギー開発計画をモニタリングしつつ、開発の現状を踏まえた具体的な活動が提案・助言される。
 - 5-1. マスタープランで開発計画を確認・分析した再生可能エネルギー事業について現状を確認する。
 - 5-2. 最新の外部要因を踏まえた再生可能エネルギー事業の将来計画について助言する。
 - 5-3. 揚水発電や蓄電池などの系統制御設備について、電力需給調整の必要性の高まりを踏まえて将来計画の概念を設計する。
6. 成果1～5に関して本邦招へいを通じて UNE 等関係者の能力が向上する。
 - 6-1. 成果1～5に関する内容を含む本邦招へいにつき、UNE 等関係者向けに計画・実施する。

共通留意事項

1. 必須項目

(1) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(2) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画等の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(3) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(4) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻

き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(5) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、業務を進めるにあたっての意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、履行期間内で3回程度開催し、プロジェクトの進捗確認・評価、業務実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、カウンターパートの議長（ダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

4. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：再生可能エネルギーに関する政策及び設備運用に関する業務（島嶼国におけるエネルギー分野における業務経験がある場合には加点対象となる）

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び 2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・ 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（3号）】

① 対象国及び類似地域：キューバ国

② 語学能力：英語及びスペイン語（配点の割合は、英語：70%、スペイン語 30%）

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

本プロジェクトの協力期間は24ヶ月である。2025年1月に契約を締結のうえ、初回渡航を2025年3月頃とすることが考えられるも、受注者の都合を考慮のうえJICA及びカウンターパートと協議の上決定する。本邦招へいについては2026年度に実施することが考えられるも、こちらもJICA及びカウンターパートと協議の上決定する。

（2）業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 19.38 人月

本邦招へいに関する業務人月2.90を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

業務従事者構成の検討に当たっては、再生可能エネルギーの専門性を持つ従事者を含めること。

2) 渡航回数を目途 全23回

上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）現地再委託

本業務においては、原則現地再委託を想定しません。

（4）配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- キューバ電力公社（UNE）との署名済みミニッツ
- キューバ安全対策措置

（5）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（日本語・英語⇄スペイン語）	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無（プリンターの準備が必要）
6	Wi-Fi	無

（6）安全管理

- 1）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA キューバ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- 2）配付資料であるキューバ安全対策措置を通読してください。特に公用査証取得準備等のため、渡航の2か月前を目途にキューバ事務所に連絡が必要な点にご留意ください。旅券は一般旅券となります。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月（2024年10月追記版））」（以下同じ）を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積りとして提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積りとなる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

102,392,000円(税抜)

※ 上記の金額は、下記(3) 別見積りとしている項目、及び(4) 定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積りには含めないでください)。

※ 本見積りが上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積りについて(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積りとして認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

■ 本案件は定額計上があります（11,825,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内の提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	本邦研修（本邦招へい）にかかる経費	第4条2.(1) ⑥成果6に関する活動	11,825,000円	報酬（事前・事後業務（3号0.4人月及び4号1.0人月で想定、提案は認めない）、及び同行（現時点では3号0.75人月、4号0.75人月：研修内容を踏まえ提案、見直し可））、直接経費3,250,000円	国内業務費

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画/作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務等の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)